4　会議の専門委員会（第六条関係）
㈠　会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員会を置くことができるものとし、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する非常勤の委員二〇人以内をもって組織するものとすることとした。
㈡　委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとすることとした。
㈢　専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会の委員のうちから会議の議長が指名するものとすることとした。
5　事務局
㈠　事務局に、事務局次長三人以内を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第七条関係）
㈡　事務局に、参事官二五人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第八条関係）
6　現地対策本部事務局長
現地対策本部事務局に、現地対策本部事務局長を置き、現地対策本部事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第九条関係）
7　事務局長等の勤務の形態
事務局長、事務局次長及び参事官並びに現地対策本部事務局長は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とすることとした。（第一〇条関係）
8　本部の組織の細目
この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めるものとすることとした。（第一一条関係）
9　本部の運営
この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定めるものとすることとした。（第一二条関係）
10　この政令は、公布の日から施行するものとすることとした。

---

◇**東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令**（政令第一八三号）
（公正取引委員会）
1　東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項の規定に基づき、免責に係る期限を平成二三年九月三〇日と定めることとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

# 法律

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

**法律第七十三号**

**第一条**　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「附則第三条第二項」の下に「又は第四条の二第二項」を加える。
第十九条中「七年間」を「七年以上の厚生労働大臣が定める期間」に改める。
第二十条を次のように改める。
**第二十条**　削除
第二十二条中「第十三条」の下に「及び附則第四条第一項」を加える。
附則第四条を次のように改める。
（業務の特例）
**第四条**　機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行の日の前日までの間、第十三条に規定する業務のほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるものの運営又は管理を行うものとする。
2　機構は、前項に規定する施設に係る業務を第十四条第三号に定める勘定で整理するものとする。
附則第四条の次に次の一条を加える。
（国の権利義務の承継等の特例）
**第四条の二**　厚生労働大臣が前条第一項の規定により施設を定めた場合には、その時において、当該施設に係る同項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。
2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。
3　附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。
附則第八条中「第四条」を「第四条の二」に改める。
**第二条**　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人地域医療機能推進機構法
目次中「第十五条」を「第十九条」に、「第十六条―第二十条」を「第二十条―第二十五条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十六条・第二十七条」に改める。
第一条及び第二条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。